論文式試験問題集
［法律実務基礎科目（民事）］

［民　事］

司法試験予備試験用法文を適宜参照して，以下の各設問に答えなさい。

〔設問１〕

弁護士Ｐは，Ｘから次のような相談を受けた。

【Ｘの相談内容】

「私は，骨董品を収集することが趣味なのですが，親友からＢという人を紹介してもらい，平成２８年５月１日，Ｂ宅に壺（以下「本件壺」という。）を見に行きました。Ｂに会ったところ，Ａから平成２７年３月５日に，代金１００万円で本件壺を買って，同日引き渡してもらったということで，本件壺を見せてもらったのですが，ちょうど私が欲しかった壺であったことから，是非とも譲ってほしいとＢにお願いしたところ，代金１５０万円なら譲ってくれるということで，当日，本件壺を代金１５０万円で購入しました。そして，他の人には売ってほしくなかったので，親友の紹介でもあったことから信用できると思い，当日，代金１５０万円をＢに支払い，領収書をもらいました。当日は，電車で来ていたので，途中で落としたりしたら大変だと思っていたところ，Ｂが，あなた（Ｘ）のために占有しておきますということでしたので，これを了解し，後日，本件壺を引き取りに行くことにしました。

平成２８年６月１日，Ｂのところに本件壺を取りに行ったところ，Ｂから，本件壺は，Ａから預かっていただけで，自分のものではない，あなた（Ｘ）から１５０万円を受け取ったこともない，また，本件壺は，既に，Ｙに引き渡したので，自分のところにはないと言われました。

すぐに，Ｙのところに行き，本件壺を引き渡してくれるようにお願いしたのですが，Ｙは，本件壺は，平成２８年５月１５日にＡから代金１５０万円で購入したものであり，渡す必要はないと言って渡してくれません。

本件壺の所有者は，私ですので，何の権利もないのに本件壺を占有しているＹに本件壺の引渡しを求めたいと考えています。」

弁護士Ｐは，【Ｘの相談内容】を前提に，Ｘの訴訟代理人として，Ｙに対し，本件壺の引渡しを求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起することを検討することとした。

以上を前提に，以下の各問いに答えなさい。

⑴　弁護士Ｐは，本件訴訟に先立って，Ｙに対して，本件壺の占有がＹ以外の者に移転されることに備え，事前に講じておくべき法的手段を検討することとした。弁護士Ｐが採り得る法的手段を一つ挙げ，そのような手段を講じなかった場合に生じる問題についても併せて説明しなさい。

⑵　弁護士Ｐが，本件訴訟において，選択すると考えられる訴訟物を記載しなさい。なお，代償請求については，考慮する必要はない。

⑶　弁護士Ｐは，本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）において，本件壺の引渡請求を理由づける事実（民事訴訟規則第５３条第１項）として，次の各事実を主張した。

ア　Ａは，〔①〕

イ　Ａは，平成２７年３月５日，Ｂに対し，本件壺を代金１００万円で売った。

ウ　〔②〕

エ　〔③〕

上記①から③までに入る具体的事実を，それぞれ答えなさい。

⑷　弁護士Ｐは，Ｙが，ＡＢ間の売買契約を否認すると予想されたことから，上記⑶の法的構成

とは別に，仮に，Ｂが本件壺の所有権を有していないとしても，本件壺の引渡請求を理由づける事実（民事訴訟規則第５３条第１項）の主張をできないか検討した。しかし，弁護士Ｐは，このような主張は，判例を踏まえると認められない可能性が高いとして断念した。弁護士Ｐが検討したと考えられる主張の内容（当該主張を構成する具体的事実を記載する必要はない。）と，その主張を断念した理由を簡潔に説明しなさい。

〔設問２〕

弁護士Ｑは，本件訴状の送達を受けたＹから次のような相談を受けた。

【Ｙの相談内容】

「私は，Ａから，本件壺を買わないかと言われました。壺に興味があることから，Ａに見せてほしいと言ったところ，Ａは，Ｂに預かってもらっているということでした。そこで，平成２８年５月１５日，Ｂ宅に見に行ったところ，一目で気に入り，Ａに電話で１５０万円での購入を申し込み，Ａが承諾してくれました。私は，すぐに近くの銀行で１５０万円を引き出しＡ宅に向かい，Ａに現金を交付したところ，Ａが私と一緒にＢ宅に行ってくれて，Ａから本件壺を受け取りました。したがって，本件壺の所有者は私ですから，Ｘに引き渡す必要はないと思います。」

弁護士Ｑは，【Ｙの相談内容】を前提に，Ｙの訴訟代理人として，本件訴訟における答弁書を作成するに当たり，主張することが考えられる二つの抗弁を検討したところ，抗弁に対して考えられる再抗弁を想定すると，そのうちの一方の抗弁については，自己に有利な結論を得られる見込みは高くないと考え，もう一方の抗弁のみを主張することとした。

以上を前提に，以下の各問いに答えなさい。

(1)　弁護士Ｑとして主張することを検討した二つの抗弁の内容（当該抗弁を構成する具体的事実を記載する必要はない。）を挙げなさい。

(2)　上記(1)の二つの抗弁のうち弁護士Ｑが主張しないこととした抗弁を挙げるとともに，その抗弁を主張しないこととした理由を，想定される再抗弁の内容にも言及した上で説明しなさい。

〔設問３〕

Ｙに対する訴訟は，審理の結果，ＡＢ間の売買契約が認められないという理由で，Ｘが敗訴した。そこで，弁護士Ｐは，Ｘの訴訟代理人として，Ｂに対して，ＢＸ間の売買契約の債務不履行を理由とする解除に基づく原状回復請求としての１５０万円の返還請求訴訟(以下「本件第２訴訟」という。) を提起した。

第１回口頭弁論期日で，Ｂは，Ｘから本件壺の引渡しを催告され，相当期間が経過した後，Ｘから解除の意思表示をされたことは認めたが，ＢがＸに対して本件壺を売ったことと，ＢＸ間の売買契約に基づいてＸからＢに対し１５０万円が支払われたことについては否認した。弁護士Ｐは，当該期日において，以下の領収書（押印以外，全てプリンターで打ち出されたものである。以下「本件領収書」という。）を提出し，証拠として取り調べられた。これに対し，Ｂの弁護士Ｒは，本件領収書の成立の真正を否認し，押印についてもＢの印章によるものではないと主張している。

その後，第１回弁論準備手続期日で，弁護士Ｐは，平成２８年５月１日に１５０万円を引き出したことが記載されたＸ名義の預金通帳を提出し，それが取り調べられ，弁護士Ｒは預金通帳の成立の真正を認めた。

第２回口頭弁論期日において，ＸとＢの本人尋問が実施され，Ｘは，下記【Ｘの供述内容】のとおり，Ｂは，下記【Ｂの供述内容】のとおり，それぞれ供述した。

領　収　書 Ｘ 様 下記金員を確かに受領しました。 金１５０万円 ただし，壺の代金として 平成２８年５月１日 Ｂ Ⓑ

【Ｘの供述内容】

「私は，平成２８年５月１日に，親友の紹介でＢ宅を訪問し，本件壺を見せてもらいました。Ｂとは，そのときが初対面でしたが，Ｂは，現金１５０万円なら売ってもいいと言ってくれたので，私は，すぐに近くの銀行に行き，１５０万円を引き出して用意しました。Ｂは，私が銀行に行っている間に，パソコンとプリンターを使って，領収書を打ち出し，三文判ではありますが，判子も押して用意してくれていたので，引き出した現金１５０万円をＢ宅で交付し，Ｂから領収書を受け取りました。当日は，電車で来ていたので，取りあえず，壺を預かっておいてもらったのですが，同年６月１日に壺を受け取りに行った際には，Ｂから急に，本件壺は，Ａから預かっているもので，あなたに売ったことはないと言われました。

また，Ｙに対する訴訟で証人として証言したＡが供述していたように，Ａは同年５月２日にＢから２００万円を借金の返済として受け取っているようですが，この２００万円には私が交付した１５０万円が含まれていることは間違いないと思います。」

【Ｂの供述内容】

「確かに，平成２８年５月１日，Ｘは，私の家を訪ねてきて，本件壺を見せてほしいと言ってきました。私はＸとは面識はありませんでしたが，知人からＸを紹介されたこともあり，本件壺を見せてはあげましたが，Ｘから１５０万円は受け取っていません。Ｘは，私に１５０万円を現金で渡したと言っているようですが，そんな大金を現金でもらうはずはありませんし，領収書についても，私の名前の判子は押してありますが，こんな判子はどこでも買えるもので，Ｘがパソコンで作って，私の名前の判子を勝手に買ってきて押印したものに違いありません。

私は，同月２日に，Ａから借りていた２００万円を返済したことは間違いありませんが，これは，自分の父親からお金を借りて返済したもので，Ｘからもらったお金で工面したものではありません。父親は，自宅にあった現金を私に貸してくれたようです。また，父親とのやり取りだったので，貸し借りに当たって書面も作りませんでした。その後，同年６月１日にもＸが私の家に来て，本件壺を売ってくれと言ってきましたが，断っています。」

以上を前提に，以下の各問いに答えなさい。

⑴　本件第２訴訟の審理をする裁判所は，本件領収書の形式的証拠力を判断するに当たり，Ｂの記名及びＢ名下の印影が存在することについて，どのように考えることになるか論じなさい。

⑵　弁護士Ｐは，本件第２訴訟の第３回口頭弁論期日までに，準備書面を提出することを予定している。その準備書面において，弁護士Ｐは，前記【Ｘの供述内容】及び【Ｂの供述内容】と同内容のＸ及びＢの本人尋問における供述並びに前記の提出された書証に基づいて，Ｂが否認した事実についての主張を展開したいと考えている。弁護士Ｐにおいて準備書面に記載すべき内容を，

提出された書証や両者の供述から認定することができる事実を踏まえて，答案用紙１頁程度の分量で記載しなさい。

参考答案

民事実務基礎（答練課題）

[redacted]

設問１

小問⑴について

１　弁護士Ｐは訴訟に先立ち、本件壺の占有移転禁止の仮処分命令申立て（民事保全法２３条の２）の手段を採るべきである。

２　民事訴訟については原則として相対的効力しかないため（民事訴訟法１１５条１項各号、同２項）、上記手段を講じないまま、ＸがＹに勝訴したとしても、Ｙが口頭弁論終結前に本件壺の占有を第三者に移転したような場合、第三者に強制執行しても本件壺を取り戻せないおそれがある。このような事態を防ぐため、上記手段を講じ、確実な強制執行（民事保全法６２条１項各号）に備えるべきである。

小問⑵について

所有権に基づく返還請求権としての本件壺引渡請求権　１個

小問⑶について

①　平成２７年３月５日当時、本件壺を占有していた。

②　Ｂは、平成２８年５月１日、Ｘに対し、本件壺を代金１５０万円で売った。

③　Ｙが本件壺を占有している。

小問⑷について

１　弁護士Ｐが検討したと考えられる主張は、即時取得の主張（民法１９２条）である。

２　しかし、即時取得の「占有」に占有改定（同１８３条）は含まれないところ、本件でＢは「あなた（Ｘ）のために占有しておきます。」と述べており、Ｘの占有の態様は占有改定にあたる。

　したがって、本件では即時取得の主張をしても認められないため、断

念したと考えられる。

設問２

小問⑴について

弁護士Ｑが検討した抗弁の内容は、①即時取得によるＸの所有権喪失の抗弁（民法１９２条）と②対抗要件具備によるＸの所有権喪失の抗弁（同１７８条）

小問⑵について

１　上記のうち、②対抗要件具備によるＸの所有権喪失の抗弁は主張しないと考えられる。

２　本件壺は動産であり、動産の所有権取得は「引渡し」（民法１７８条）がないと第三者に対抗できないところ、同条の引渡しは、即時取得とは違い、占有改定（１８３条）による引渡しをも含む。

そして、Ｘは、Ｙが本件壺の占有を取得した平成２８年５月１５日より前である同月１日に占有改定により本件壺の占有を取得しているから、Ｘからこのような再抗弁をされたら、即時取得の抗弁は認められなくなる。

そもそもH27.3.5にBが引渡うけてますね。

したがって、上記１のとおりの結論となる。

設問３

小問⑴について

１　本件領収書の形式的証拠力について、まず二段の推定が及ぶかどうかが問題となる。

２　二段の推定とは、①私文書に本人の押印があるときは、その押印は本人の意思にかかるものと事実上推定され（一段目の推定）、②その結果、民事訴訟法２２８条４項により文書全体の成立の真正が推定される（二段目の推定）というものである。

３　本件では、Ｂは押印について「Ｂの印章によるものではない」と主張

しており、これは一段目の推定を覆す事情である。そして、本件領収書の印章は三文判であり、誰でも容易に入手しうるものであるから、Ｂの反証をもって一段目の推定は覆る。

したがって、Ｘは本件領収書の印章がＢのものであることを証明しなければならず、新たな証拠等でこれを証明できれば一段目の推定が及び、二段の推定が及ぶが、これを証明できなければ上記推定は及ばず、形式的証拠力は否定される。

小問⑵について

１　ＢがＸに対して本件壺を売ったことについて

上記事実をＢは否認しているが、かかる主張は認められない。

平成２８年５月１日、ＢはＸに壺を見せたことを認めているところ、いくら知人の紹介を受けたからといって、見ず知らずの人間に理由もなく高価な壺を見せることは考えにくい。したがって、Ｂはその時点で、Ｘに対し、本件壺を売っても良いと考えていたことが推認され、このことから売買契約締結の事実も推認される。

２　上記売買契約に基づき、ＸがＢに１５０万円を支払ったことについて

Ｂは上記事実も否認しているが、かかる主張は認められない。

⑴　まず、ＢはＡから２００万円を借りていたところ、Ｘが主張する本件売買契約締結日である平成２８年５月１日の翌２日に、Ａに一括で２００万円を返済している。金を借りるほど困っていた人間が一括で２００万円もの現金を用意できるのは不自然であり、２００万円の中にはＸの１５０万円が含まれていたと考えるのが自然である。

なお、Ｂは２００万円を、自分の父親から借りた旨供述しているが、借用書等の客観的証拠がなく、上記供述は信用できない。

したがって、ＸはＢに対し、１５０万円を支払ったといえる。

⑵　また、Ｘは平成２８年５月１日に預金通帳から１５０万円を引き出し

ており、これはＸの主張する本件壺の代金とも一致する。このような高額な金額を、理由なく１度に引き出すことは考えにくいことからも、本件壺の代金として支払ったと考えるのが自然である。

⑶　上記各事情からすると、ＸはＢに本件壺の代金として１５０万円を支払ったことは明らかである。

以　上

いいですね。
あとは時間内に、本番の緊張感の中で実力が出せるかです。答練や、時間をはかった練習をやりましょう。
絶対合格しましょう。

[redacted]

第１　設問１

１　（１）

　Ｐが採り得る手段として、占有移転禁止の仮処分命令の申立てが挙げられる（民事保全法 23 条１項、24 条）。この手段を講じなかった場合、Ｙに対する訴訟係属中にＹが第三者に本件壺の占有を移転してしまうと、その第三者には債務名義たる確定判決が及ばないため、Ｘが勝訴したとしても強制執行による満足が得られなくなるという問題が生じる（民事執行法 22 条１号）。

２　（２）

　所有権に基づく本件壺の引渡し請求権。

３　（３）

　① 平成 27 年３月５日、本件壺を所有していた。

　② Ｂは、平成 28 年５月１日、Ｘに対し、本件壺を代金 150 万円で売った。

　③ Ｙは、本件壺を占有している。

４　（４）

　Ｐが検討した主張は、ＸがＢから本件壺を即時取得したというものであると考えられる（民法（以下、法令名省略）192 条）。

　たしかに、本件壺の取引は動産取引であるから、186 条１項、188 条により占有取得者の「平穏」「公然」「善意」及び無過失が推定されるため、即時取得の構成が考えられそうである。しかし、判例は、即時取得の要件たる「占有」には、外形上の物権変動がないため、占有改定は含まれないとしているところ、本件でＸは占有改定によりＢからの占有を取得している。そのため、Ｘの即時取得の構成は認められない可能性が高いと考えた。

第２　設問２

１　（１）

　Ｑの検討した抗弁は、①ＹのＡからの即時取得及び、②対抗要件具備による所有権喪失の抗弁である。

２　（２）

　Ｑが主張しないこととしたのは、②の抗弁である。

　なぜなら、Ｂを起点とする本件壺の二重譲渡がなされていると考えた場合、たしかにＹは平成 28 年５月 15 日に本件壺の引渡しを受けているので、対抗要件を具備しているようにも思える。もっとも、動産の二重譲渡の対抗要件は引渡しであるところ（178 条）、その引渡しには、占有改定による引渡しも含まれる（183 条）。そのため、同月１日の時

点で占有改定による占有取得をしていたXによる、先立つ対抗要件具備の再抗弁が想定される。そのため、Qは主張しないこととした。

第3　設問3

1　（1）

（1）　裁判所は、本件領収書の形式的証拠力についてどう考えるべきか。文書は成立の真正が証明されなければ、形式的証拠力が認められない（民事訴訟法228条1項）。

（2）　まず、本件領収書には作成者本人であるBの記名があるが、これはプリントされたものであり、署名ではない。そのため、この記名から本件領収書の成立の真正は認められない（同4項）。

（3）　次に、押印について検討する。私文書に押印がなされている場合、印章は厳重に保管されるものであり、本人のみが使用できるという経験則から、その押印は本人によりなされたという事実上の推定が働く（一段目の推定）。そして、本人が押印しているからには、その私文書全体について本人の意思が及んでいると考えられるので、法定証拠法則により、私文書の成立の真正が推定される（同4項、二段目の推定）。

　したがって、本人の押印がなされている場合、その私文書の形式的証拠力が認められるところ、本件領収書の作成者本人はBであり、そのBの押印がなされている。よって、本件領収書の形式的証拠力は認められる。

2　（2）

　BのXから150万円は受け取っていないとの主張について検討する。

　Bは平成28年5月1日にXと対面したということは認めているが、150万円の受け取りは否認している。もっとも、Xはこのとき銀行に行き、150万円を用意したと供述している。これについて、同日に150万円を引き出したことが記載されているX名義の預金通帳が提出されているが、150万円という大金を費消することは極めてまれであり、長期間所持し続けることは考えにくいことから、高価な取引等の明確な理由・目的があったことが推認され、その目的が本件壺の代金としてBに支払うことであったと考えるのが自然である。

　また、Bの主張する通り150万という大金を現金でやり取りするのは珍しいが、その指定をしたのはBであり、これは後述の通りBが翌日にAに対する返済をするつもりだったため現金での受け取りが都合が良かったことが理由だと考えられる。

　そして、形式的証拠力が認められる領収書も存在している。たしかに、この領収書の押印は三文判によるものであるが、Xが銀行に行っている間に即座にBがパソコン・プリンターで作成した領収書なので、明らかに不自然であるはいえず、この領収書の存在からもBが150万円を受け取ったことが推認される。

　さらに、XとBが対面した翌日にBはAに対する借金200万円を返済していることからも、Bは150万円を受け取っていることが推認される。これについて、Bは父親から借りた金員で返済したと供述しているが、これを証明する書類等は提出されていない。Bは

父親の自宅にあった現金を借りたと述べているが、そのような大金を自宅で保管しているのは普通とはいえず、貸し借りにあたって書面を作っていないことも、200 万円という額を考えると、いくら親子とはいえ不自然である。

以上の事実から、B がXから 150 万円を受け取っていないという主張は信用性に欠けているといえ、実際はBは 150 万円を受け取っていたと考えられる。

以上

二段の推定については要復習ですが
伸びしろはあるように思います。
最後まで頑張って下さい！

第1 設問1.

1 (1).

弁護士Pが採り得る法的手段

占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法23条1項）の申立て.

手段を講じなかった場合に生じる問題

弁論終結前に

本件訴訟の既判力は当事者間に生じる（~~民事~~ 民事訴訟法115条1項1号）に生じるため、本件訴訟により確定判決を得たとしても本件壺をY以外の者に移転された場合にはXは強制執行できなくなるため。また、訴訟係属中に本件壺を移転された場合には、訴訟承継の申立て（50条1項）をしなければいけなくなる~~ため~~、問題が生じるため。

2 (2).

所有権に基づく返還請求権としての目的物引渡請求権。1個

3 (3).

① 27年3月5日 ~~平成28年5月1日~~ 本件壺を所有していた。

② Bは、平成28年5月1日、Xに対し ~~Xは~~ 本件壺を代金150万円で売った。

③ ~~平成~~ Yは、本件壺を占有している。

4 (4).

主張内容. 条文!

即時取得 ~~の主~~ により所有権を取得したとする主張

断念した理由

条文

即時取得（民法192条）の要件である「動産の占有を始めた」には占有改定は含まれないとされている。そして ~~ここで~~ Xは「Bが、Xのために占有しておきます」ということを了解し後日壺を取りに行くこととしており現実の引渡はなく占有改定により引渡しを受けている。

そのため、Xは ~~Y~~「~~動産を占有した~~ の占有を始めた」といえず即時取得の主張をすることができ

きないから。

第2 設問2

1 (1).

対抗要件~~具備による所有権喪失の抗弁~~、即時取得の抗弁。
（行上の書き込み：の抗弁／による所有権喪失）

Y自身178の引渡うけているので対抗要件具備による所有権喪失でよいのでは。
大きなミスではないですか

2 (2).

主張しないこととした抗弁。

対抗要件~~具備による所有権喪失~~の抗弁。

~~抗弁を~~ 理由。 → 対抗要件具備による所有権喪失をぎろんしているように思われます

対抗要件の抗弁を主張したとしてもYより先にXは平成28年5月1日に占有改定の方法により本件壺の引渡し~~を~~を受けている~~ため~~。そのためXの再抗弁が認められてしまうため。

第3 設問3

1 (1).

(1) Bの記名及びB名下の印影が存在することにより文書の成立の真正が推定されないか。（民事訴訟法228条4項）

(2) まず「本人又はその代理人の署名又は押印」が本人の意思に基づく場合には、~~文書~~本人又は代理人は文書全体を認識したうえで署名押印したものといえ文書の成立の真正が推定される（2段目の推定）

そして、文書に ~~本人が~~ 押捺された印章と本人の印影が同一であれば本人又は代理人の意思に基づくものであると推定される（1段目の推定）なぜならば本人の印鑑は厳重に保管管理している ~~という経~~ ため容易に他人が使用することができないという経験則が存在するからである。

(2) 本件では、Bの記名はプリンターで打ち出されたものである。~~また、押印については~~

~~Bの印章~~によるもので~~[illegible]~~。そのため本件署名は本人の意思に基づくものとはいえず、~~[illegible]~~文書の成立の真正は推定されない。また、B名下の印影が存在するものの、本件印鑑は三文判であるため、厳重に保管・管理するという1段目の推定の経験則が認められないため、一段目の推定も認められない。

（署名じゃないですね）

（三文判だから推定ムリ、という話ではないと思われる。）

(4) したがって、Bの記名及び名下の印影が存在するとしても本件では二段の推認が認められないため本件領収書の形式的証拠能力が推定されない。

第2 (2)

（全体的に何が言いたいのかが伝わりずらいですね。問題文にヒントがあります）

(1) 本件提出されたX名義の預金通帳には、平成28年5月1日に150万を引き出したことが記載されている。そのためこのことから、Xは平成28年5月1日に150万円を引き出したという事実を認定することができる。

また、本件提出された本件領収書には、「X様 下記金額を確かに受領しました」と記載されており、その金額は「150万円」とされており、また、その代金は「壺の代金として」と記載されている。そのためこのことから、XはBに対して、壺の代金として150万円を支払ったという事実が認定することができる。なお、本件領収書は、~~Bの署名~~ Bの手書きの署名がなく、また三文判により押印されているため本件領収書による推認力は弱い。

（準備書面でこんなことは書かないと思います）

(2) 次にXは、平成28年5月1日にB宅を訪問して本件壺を見せてもらっている。~~[illegible]~~ ~~その際にXは、[illegible]~~ その際にBは、本件壺を見せてあげましたが、Xから150万円を受け取っていないこと、そんな大金をもらうはずがないと主張している。また、領収書についても用紙はどこでも買えるものですが、パソコンで作って、私の名前を勝手に押印したものに違いないと主張している。

しかし、本件預金通帳には、Xは平成28年5月1日に150万円を引き出したことが記載されている~~ことから、XはBに対して本件壺の代金~~ 通常このような大

二段の推定のあてはめは
要復習です。「問いに答える」
ことに徹する姿勢を身につければ
さらに伸びると思います。頑張って下さい！

金を何にもない日に引き出すことは考えにくく、また ~~AとXが会っていた~~ ことがBを訪れた日は5月1日であることから、XはBに壺の代金として150万円を支払ったと考えることができる。また、本件領収書は、プリンターで打ち出されたものではあるが、よって事情を加味することにより、5月1日BからXに渡されたものであるということが推認できる。

~~ま~~そして、Bは5月2日Aに200万~~円~~を大金を返済している。通常このような大金をすぐに用意することは考えにくいことから、このことからも ~~200万円のうち150万円はXに渡された~~ ことから受け取ったことが推認できる。

(3) 以上より Xは Bに150万円支払ったことが認められる。

これが結論なら冒頭にもこれを出した方が
よみやすいです。